

令和5年度

定期総会議案書



KOJOKYO

日時：令和5年5月30日（火）14時30分～

場所：ホテルマリターレ創世（佐賀市神野東2-5-15）

佐賀県高度情報化推進協議会

○ホームページURL

<https://www.sagakojokyo.jp/>

○E-Mail ship@sunny.ocn.ne.jp

総 会 次 第

1 開会

2 議事

第1号議案 佐賀県高度情報化推進協議会関係例規の
一部改正（案）について

第2号議案 役員を選任について

第3号議案 令和4年度事業報告について

第4号議案 令和4年度収支決算について

第5号議案 令和5年度事業計画（案）について

第6号議案 令和5年度収支予算（案）について

第7号議案 令和5年度会費の取扱いについて

3 その他

4 閉会

第1号議案 佐賀県高度情報化推進協議会関係例規の一部改正（案）について

○ 佐賀県高度情報化推進協議会規約の一部改正

改正前	改正後（案）
（役員） 第8条 本会に次の役員を置く。 （1）会 長 1名 （2）副会長 2名 （3）幹 事 25名程度 （4）監 事 2名 2 略 3 略	（役員） 第8条 本会に次の役員を置く。 （1）会 長 1名 （2）副会長 2名 （3）幹 事 <u>20</u> 名程度 （4）監 事 2名 2 略 3 略

附 則

この規約は、令和5年5月30日から適用する。

○ 佐賀県高度情報化推進協議会幹事会設置・運営規程の一部改正

改正前	改正後（案）
（設置） 第2条 略 2 公募は、別に定める会員一覧の区分に基づき、「メディア・通信・電器など」「ソフトウェア・情報処理サービスなど」「市民社会組織・個人」「各種団体・学校」「地方自治体・特別会員」のグループごとに行う。 3 公募の結果をもとに各グループより5名程度を選出し全体で25名程度の幹事を決定する。 4 略	（設置） 第2条 略 2 公募は、別に定める会員一覧の区分に基づき、「メディア・通信・電器など」「ソフトウェア・情報処理サービスなど」「 <u>市民社会組織・個人・各種団体・学校</u> 」「地方自治体・特別会員」のグループごとに行う。 3 公募の結果をもとに各グループより5名程度を選出し全体で <u>20</u> 名程度の幹事を決定する。 4 略

附 則

この規程は、令和5年5月30日から施行する。

○ 佐賀県高度情報化推進協議会企画運営グループ設置要綱の廃止

○ 佐賀県高度情報化推進協議会広報グループ設置要綱の廃止

（理由）

- 1 令和4年度第4回幹事会において、企画運営グループ及び広報グループの廃止を審議いただき、承認を得たため

佐賀県高度情報化推進協議会規約（改正後全文）（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この会は、佐賀県高度情報化推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、情報ネットワークの整備が進み利活用の促進が中心課題になりつつある社会状況に的確に対応し、本県の市民社会組織、産業界、学界、行政の連携により、21世紀における豊かで住みよい地域社会の実現にICTを効果的に活用していくため、県内各地域における情報化の推進を図ることを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、プロジェクト事業、幹事会直轄事業及び本会の目的を達するために必要なその他の事業を行う。

2 プロジェクト事業は、本会が掲げる研究テーマに対し会員が責任者を務める組織や個人、自治体が応募するもので、交付については別に定める要綱にしたがう。

3 幹事会直轄事業とは、幹事会が特に必要と判断し遂行する事業を指し、会員内外に委託できるものとする。

（組 織）

第4条 本会は、事業の円滑な運営に資するため、総会の下に幹事会を設けるとともに本会の庶務事項を処理する事務局を設ける。

（部 会）

第5条 本会の目的を達成するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の構成及び運営に関し必要な事項は、会長が幹事会の議を得て別に定める。

第2章 会 員

（会 員）

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

（1）一般会員

この会の目的に賛同した地方公共団体、企業、団体、個人とする。

（2）特別会員

この会に対し、アドバイス等を行ってもらおう国の出先機関等とする。

（入 会）

第7条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長あて提出しなければならない。

第3章 役員及び組織

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 20名程度
- (4) 監事 2名

2 幹事を除く役員は、総会において会員の中から選任する。

3 幹事については、別に定める佐賀県高度情報化推進協議会幹事会設置・運営規程により選出し、総会において承認する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または、会長が欠けた時は、会長があらかじめ指名するところから従い、その職務を代行する。

3 幹事は、幹事会を構成し、本規約に定める事項及び会務の執行に関する事項を審議決定する。

4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の仕事は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 会 議

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、次の事項について議決する。

- (1) 中期推進項目及び事業計画に関すること
- (2) 収支決算及び収支予算に関すること
- (3) 規約の改廃に関すること
- (4) 解散その他、本会の運営に関する重要な事項

2 総会は、会長が招集し、会議の目的たる事項等を通知しなければならない。

3 総会の開催は、集合によるもの又は電子媒体によるものとする。

4 総会は、原則として、年1回定期総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

5 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

6 総会においては、会長が議長となる。

7 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会)

第12条 幹事会は、幹事をもって構成し、別に定める事項について審議する。

2 幹事会の長として、幹事会座長を互選によって選出する。

- 3 幹事会は、原則として年間3回程度開催するが、その他必要に応じて開催できるものとする。
- 4 幹事会は幹事の過半数の出席をもって成立する。
- 5 幹事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは幹事会座長の決するところによる。

(専 決)

第13条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について幹事会に諮った上で、専決することができる。

- 2 会長は前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の総会において報告しなければならない。

第5章 会計及び会費の徴収方法

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会 費)

第15条 本会は、経費に充当するため、一般会員より会費を徴収する。また、本会は、補助金並びに寄附金を受けることができる。

(事業計画及び予算)

第16条 本会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第17条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

(残余財産の帰属等)

第18条 本会が解散する場合において有する残余財産は、これまでの負担金の額に応じて構成団体に分配する。ただし、解散時の総会において、別の議決を行った場合は、その決議に従う。

第6章 帳 簿

(帳 簿)

第19条 本会に次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 会議録
- (2) 規約、役員名簿、会員名簿
- (3) 会費納入簿
- (4) 金銭出納簿

第7章 その他

(事務局)

第20条 本会の連絡、会計その他の庶務事務を処理する事務局を佐賀県総務部行政デジタル推進課に置く。

附 則

- 1 この規約は、平成元年10月26日から適用する。
- 2 本会の設立初年度の事業年度は、第14条の規定に関わらず、設立総会のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この規約に定めるものの他、本会の運営上の必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年6月11日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成23年5月26日から適用する。

附 則

この規約は、平成26年5月28日から適用する。

附 則

この規約は、平成27年5月19日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年5月26日から適用する。

附 則

この規約は、平成29年5月23日から適用する。

附 則

この規約は、平成30年5月29日から適用する。

附 則

この規約は、令和元年5月28日から適用する。

附 則

この規約は、令和3年6月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月30日から適用する。

佐賀県高度情報化推進協議会幹事会設置・運営規程（改正後全文）（案）

（目 的）

第1条 この規程は、佐賀県高度情報化推進協議会規約第4条、第8条及び第12条の規定に基づき、佐賀県高度情報化推進協議会幹事会（以下「幹事会」という）の設置・運営について定めるものとする。

（設 置）

第2条 幹事は、佐賀県高度情報化推進協議会の会員から推薦を含む公募を通じて選出する。

2 公募は、別に定める会員一覧の区分に基づき、「メディア・通信・電器など」「ソフトウェア・情報処理サービスなど」「市民社会組織・個人・各種団体・学校」「地方自治体・特別会員」のグループごとに行う。

3 公募の結果をもとに各グループより5名程度を選出し全体で20名程度の幹事を決定する。

4 「地方自治体・特別会員」グループについては、市から1名、町から1名の幹事を選出する。

（運 営）

第3条 幹事会は、中期推進項目、事業計画、収支決算及び収支予算の策定、プロジェクト事業の審査及び評価、幹事会直轄事業、その他総会に付すべき重要な事項の策定に関する審議を行う。

2 プロジェクト事業の審査と評価を行う際、当該事業と利害関係をもつ幹事は、その決定については関与できない。

3 幹事会の開催は、集合によるもの又は電子媒体によるものとする。

4 幹事会は、必要に応じてプロジェクトチームを編成することができる。

5 プロジェクトチームの構成及び運営に関し必要な事項は、幹事会の議を得て別に定める。

附 則

この規程は平成19年2月15日から施行する。

附 則

この規程は平成20年5月30日から施行する。

附 則

この規程は平成23年5月26日から施行する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成26年5月28日から施行する。

附 則

この規程は平成27年2月16日から施行する。

附 則

この規程は平成27年5月19日から施行する。

附 則

この規程は平成28年5月26日から施行する。

附 則

この規程は平成30年5月29日から施行する。

附 則

この規程は令和元年5月28日から施行する。

附 則

この規程は令和2年8月24日から施行する。

附 則

この規程は令和3年6月11日から施行する。

附 則

この規程は令和5年5月30日から施行する。

第2号議案 役員を選任について

役員は、佐賀県高度情報化推進協議会規約第8条第2項「幹事を除く役員は、総会において会員の中から選任する」、同条第3項「幹事については、別に定める佐賀県高度情報化推進協議会幹事会設置・運営規程により選出し、総会において承認する」とされている。

なお、次の一覧表において、幹事を除く役員は（ ）書きとし、新たな幹事又は役職の変更は下線を引いている。

令和5年度佐賀県高度情報化推進協議会 役員名簿（案）

	＜会員名＞	＜役職・氏名(敬称略)＞
○会長（1名）	（	）
○副会長（2名）	（	）
	（	）
○幹事（17名）	西日本電信電話株式会社佐賀支店	副支店長 坂井 隆之
	九州電力株式会社佐賀支店	
	技術部通信ソリューショングループ長	日當 裕二
	ニシム電子工業株式会社佐賀支店	支店長 岩橋 修
	佐賀シティビジョン株式会社	営業部次長 下平 憲太郎
	株式会社佐賀新聞社	統合メディア局次長 中野 星次
	株式会社佐賀電算センター 公共事業本部システム統括部	
	インフラビジネス部 部長	富崎 智彦
	株式会社プライム	企画営業部部長 青木 孝広
	有限会社佐賀情報ビジネス	代表取締役 江島 光代
	特定非営利活動法人シニアネット佐賀	理事長 香月 幸雄
	特定非営利活動法人シニア情報生活アドバイザー佐賀	理事長 久野 美津代
	公益財団法人佐賀県産業振興機構	専務理事 井田 康徳
	唐津ビジネスカレッジ	教頭 下木 祐二
	佐賀コンピュータ専門学校	事務長 堤 和義
	佐賀大学	経済学部教授 羽石 寛志
	神崎市	企画課課長 音成 栄志
	江北町	総務政策課課長 山中 博代
	佐賀県ネットワーク・セキュリティ対策協議会	事務局 秀島 邦彦
○監事（2名）	（	）
	（	）

(参考) 令和4年度佐賀県高度情報化推進協議会 役員名簿

	<会員名>	<役職・氏名(敬称略)>
○会長(1名)	佐賀県	総務部長 甲斐 直美
○副会長(2名)	佐賀県ケーブルテレビ協議会	副会長 大野 裕志
	佐賀大学総合情報基盤センター	センター長 堀 良彰
○幹事(20名)	西日本電信電話株式会社佐賀支店	副支店長 坂井 隆之
(◎は座長)	九州電力株式会社佐賀支店	
	技術部通信ソリューショングループ長	日當 裕二
	ニシム電子工業株式会社佐賀支店	支店長 岩橋 修
	佐賀シティビジョン株式会社	営業部次長 下平 憲太郎
	株式会社佐賀新聞社	統合メディア局次長 中野 星次
	株式会社佐賀電算センター	公共事業部企画営業部営業2
	G兼営業3Gマネージャー	富崎 智彦
	株式会社プライム	企画営業部部長 青木 孝広
	有限会社佐賀情報ビジネス	代表取締役 江島 光代
	株式会社コーユービジネス	産業課課長 石田 幸治
	特定非営利活動法人ITサポートさが	事務局長 浴本 信子
	特定非営利活動法人シニアネット佐賀	理事長 香月 幸雄
	特定非営利活動法人シニア情報生活アドバイザー佐賀	理事長 久野 美津代
	佐賀県商工会連合会	事業統括 大瀬良 重人
	公益財団法人佐賀県産業振興機構	専務理事 井田 康德
	唐津ビジネスカレッジ	教頭 下木 祐二
	佐賀コンピュータ専門学校	事務長 堤 和義
◎佐賀大学		経済学部教授 羽石 寛志
	神崎市	企画課課長 音成 栄志
	江北町	総務政策課課長 山中 博代
	佐賀県ネットワーク・セキュリティ対策協議会	事務局 秀島 邦彦
○監事(2名)	株式会社学映システム	専務取締役 松尾 雄一郎
	小城市	総務部企画政策課長 池田 真澄

第3号議案 令和4年度事業報告について

令和4年度は、中期推進項目として①ICT利活用普及推進、②情報セキュリティ普及啓発を掲げ、本協議会の目的達成に資する事業に取り組んだ。

中期推進項目

これまで以上にIoT、ビッグデータ、AI、5G等の技術革新が進み、こうした技術を活用したSociety5.0の実現に向けた取組が進展しつつある。

本協議会では、このような時代において新たな知識や価値を創出するために、多様な専門性を持つ会員間の情報の共有化を図り、相互協力のもと、以下の中期推進項目を積極的に進めていく。

① ICT利活用普及推進

県民がデジタル社会の利便性を実感・享受できる豊かで住みよい地域社会を実現するために、県民、県内事業者等に対しICTに関する最新情報やICTの更なる利活用のきっかけとなる情報の収集、調査、周知等を行う。

また、地域住民のICT機器・サービスやマイナンバー制度の正しい理解の底上げ及び世代間デジタルデバイドの解消に必要な取組の企画立案を行う。

② 情報セキュリティ普及啓発

ICT機器の発展及び利活用の多様化に伴い、情報、人、組織等のあらゆるものが相互に影響を及ぼし合う状況が当たり前となり、個人による発信も容易に行うことができる時代となった一方で、フィッシングによる個人情報等の搾取や標的型攻撃による被害など、個人、事業者を問わず脅威が高まっていることから、引き続き、様々な機会や媒体により、ICT機器・サービスの正しい理解、特に情報セキュリティに関する普及啓発活動を行う。

1 会議

(1) 定期総会

日付	令和4年5月31日（火）
場所	オンライン開催
内容	役員の選任について 令和3年度事業報告について 令和3年度収支決算について 佐賀県高度情報化推進協議会幹事会関係例規の一部改正（案）について 令和4年度事業計画（案）について 令和4年度収支予算（案）について 令和4年度会費の取扱いについて

(2) 幹事会

高情協の事業計画、収支決算及び収支予算の策定、幹事会直轄事業に関する審議を行った。

○第1回

日付	令和4年4月27日（火）
場所	オンライン開催
内容	定期総会次第（案）について 定期総会付議事項（案）について

○第2回

日付	令和4年9月2日（金）～9月9日（金）回答期限
場所	メール開催
内容	第2回ICTに関する講演会について ICT利活用先進事例視察について

○第3回

日付	令和4年11月15日（火）～11月22日（火）回答期限
場所	メール開催
内容	ICT利活用先進事例視察について

○第4回

日付	令和5年3月17日（金）
場所	佐賀県市町会館
内容	令和4年度の事業進捗について 次期中期推進項目について 協議会の今後の体制について 令和5年度運営方針について 令和5年度事業計画について 次期幹事等の構成員について 令和5年度定期総会について

(3) 企画運営グループ及び広報グループ

ア 企画運営グループ

単年度の事業計画の原案の策定並びに各事業の企画及び運営を行った。

○第1回（メール開催）

日付	令和4年4月15日（金）～4月20日（水）回答期限
内容	令和4年度定期総会開催時期及び資料案の確認について

○第2回（メール開催）

日付	令和4年8月10日（水）～8月17日（水）回答期限
内容	令和4年度第2回ICTに関する講演会について 情報モラル啓発イベント（令和3年度未開催分について）

○第3回（メール開催）

日付	令和4年10月25日（火）～10月31日（月）回答期限
内容	ICT利活用先進事例視察について

イ 広報グループ

各事業実施に当たっての広報を行った。また、各事業結果の会員への情報提供及び共有化を行う。

○メール開催

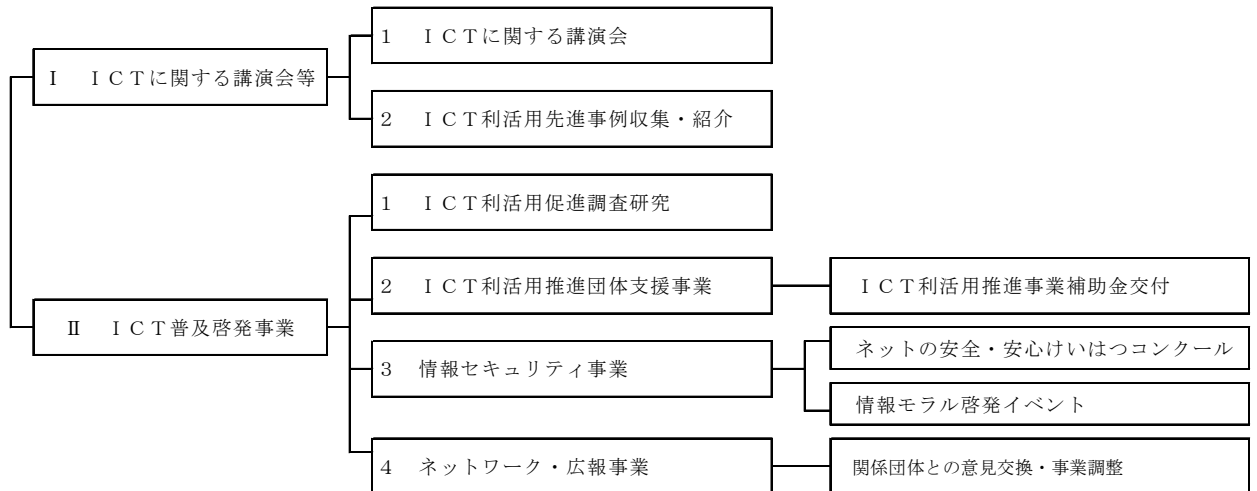
日付	令和4年9月12日（月）～9月16日（金）回答期限
内容	情報モラル啓発イベント（令和3年度未開催分）について

2 幹事会直轄事業

中期推進項目

- ① 情報セキュリティ普及啓発
- ② ICT利活用普及推進

（体系）



I ICTに関する講演会等（中期推進項目①、②関連）

県内各地域における情報化の推進を図るため、会員、事業者、一般県民を対象として、ICTの最新動向を知るとともに、ICTの効果的な利活用を促進するための講演会を開催した。

また、講演会補完事業として、これからICT利活用の推進を図ろうとする会員にとって参考となるICT利活用先進事例の視察を実施した。

○第1回ICTに関する講演会

日付	令和4年5月31日（火）
場所	オンライン開催
内容	<p>講演①演題 都市連動型メタバースの取り組みのご紹介とメタバースの今後の展開について</p> <p>講師 村松 敏幸 氏（KDDI(株) 事業創造本部 ビジネス開発部）</p> <p>講演②演題 「デジタル社会の実現に向けた取組について」～デジタル活用支援推進事業～</p> <p>講師 森本 勝己 氏（総務省九州総合通信局 情報通信部）</p> <p>参加者数 約70人</p>

○第2回ICTに関する講演会

日付	令和4年10月6日(木)
場所	ホテルグランデはがくれ
内容	<p>講演①演題 デジタル社会のインフラ「マイナンバーカード」 講師 佐藤 泰格 氏(総務省地域情報化アドバイザー・都城市総合政策部デジタル統括課)</p> <p>講演②演題 産業発展のためのDX支援施設 佐賀県産業スマート化センターのミッション 講師 石橋 俊介 氏(佐賀県産業スマート化センター)</p> <p>事例発表 デジタル通貨を活用した地域創生の取り組みについて 講師 田中 喜美子 氏(九州電力㈱)</p> <p>参加者数 約60人(※オンライン参加 約20人)</p>

○視察

日付	令和5年2月9日(木)
場所	木村情報技術㈱及びLINKSPARK FUKUOKA
内容	<p>○木村情報技術㈱ 新事業の紹介、メタバースの事業紹介</p> <p>○LINKSPARK FUKUOKA 概要説明、デモ案内、取組事例紹介</p> <p>参加者数 25人</p>

II ICT普及啓発事業

1 情報セキュリティ事業(中期推進項目②関連)

(1) ネットの安全・安心けいはつコンクール

佐賀県、佐賀県教育委員会、佐賀県警察本部、特定非営利活動法人ITサポートさが及び本協議会で実行委員会を構成して、第15回令和4年度ネットの安全・安心けいはつコンクールを実施した。

- ・ 作品応募総数 667点
- ・ 令和5年2月22日(水)～2月28日(火) 佐賀市アバンセ展示ギャラリーに展示
- ・ 令和5年2月20日(月)～3月7日(火) オンライン表彰式、メタバース空間「DOOR」を利用して展示

URL: <https://www.it-saga.jp/contest/metasakuhin/>

- ・ 佐賀県知事賞などのほか、佐賀県高度情報化推進協議会賞を交付

(2) 情報モラル啓発イベント

ネットの安全・安心けいはつコンクールの受賞作品を用いて、情報モラルやセキュリティの啓発に取り組むイベント

○情報モラル啓発イベント(令和3年度コンクール受賞作品の投影展示)

日付	令和4年10月1日(土)～10月31日(火)
場所	モラージュ佐賀
内容	令和3年度ネットの安全・安心けいはつコンクールの受賞作品を大型サイネージに投影展示

2 ICT利活用促進調査研究（中期推進項目①関連）

応募なし

3 ICT利活用推進団体支援事業（中期推進項目①、②関連）

(1) ICT利活用促進事業補助金交付

ICT利活用を推進する団体が実施する中期推進項目に該当する事業への補助を行った。

ア 特定非営利活動法人シニアネット佐賀（補助金額 300 千円）

○スマホ基礎講座

日付	場所	受講者数
令和4年8月22日（月）～24日（水）	江北ネイブル	40人
令和4年9月26日（月）、27日（火）	唐津市都市コミュニティセンター	9人
令和4年10月3日（月）、4日（火）	唐津市相知交流文化センター	14人
令和4年10月17日（月）、18日（火）	白石町社会福祉協議会	19人
令和4年11月9日（水）～11日（金）	佐賀市勸興小学校	33人
令和5年1月12日（木）、13日（金）	江北ネイブル	15人

イ 特定非営利活動法人シニア情報生活アドバイザー佐賀（補助金額 300 千円）

○パソコン、タブレット、スマホのシニア困りごと相談会

日付	場所	受講者数
令和4年8月25日（木）	鳥栖市立麓まちづくり推進センター	9人
令和4年10月19日（水）	佐賀市南川副公民館	9人
令和4年10月25日（火）	佐賀市富士公民館	9人
令和4年10月29日（土）	鳥栖市立若葉まちづくり推進センター	12人
令和4年11月1日（火）	鳥栖市立鳥栖北まちづくり推進センター	4人
令和4年11月1日（火）	有田町	10人
令和4年11月24日（木）	佐賀市開成公民館	8人
令和4年11月24日（木）	佐賀市新栄公民館	7人
令和4年11月29日（火）	佐賀市循誘公民館	12人
令和4年12月22日（木）	嬉野市塩田公民館	12人
令和5年1月19日（木）	鳥栖市立弥生が丘まちづくり推進センター	7人
令和5年1月25日（水）	佐賀市大託間公民館	11人
令和5年2月6日（月）	鳥栖市基里まちづくり推進センター	12人
令和5年2月17日（金）	鳥栖市旭まちづくり推進センター	9人
令和5年2月21日（火）	鳥栖市田代まちづくり推進センター	8人
令和5年2月22日（水）	佐賀市高木瀬公民館	12人

4 ネットワーク・広報事業（中期推進項目①、②関連）

中期推進項目に合致する関係機関、団体の個々の取組について、各種事業のWeb上での広報について協力した。

また、本協議会HPやSNS等のWeb各種媒体を通じて会員間の情報の共有化を図るとともに、本協議会の事業告知や成果、関係団体のICTに関する取組等、ICTに関する様々な情報を広く社会に情報発信した。

○第6回生産性向上のためのITフェア

日付	令和4年11月18日（金）
場所	グランデはがくれ
対象	県内の中小・小規模事業者
主催	佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会、佐賀県産業スマート化センター
後援	佐賀県、佐賀新聞社、サガテレビ、エフエム佐賀、NBCラジオ佐賀、佐賀県高度情報化推進協議会、（公財）佐賀県産業振興機構、（一社）佐賀県観光連盟、佐賀県市長会、佐賀県町村会、佐賀県キャッシュレス化推進協議会、国立大学佐賀大学

○サイバーセキュリティ対策セミナー

日付	令和4年11月30日（水）
場所	オンライン開催
対象	県内の中小・小規模事業者
主催	佐賀県警察本部、佐賀県、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会、（公財）佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター
後援	佐賀県ネットワーク・セキュリティ対策協議会、佐賀県高度情報化推進協議会、佐賀新聞社、サガテレビ、NHK佐賀放送局

○さがプログラミングアワード2022

日付	令和4年12月3日（土）
場所	メートプラザ佐賀
対象	県内在住または在学の小学生
主催	佐賀新聞社
共催	非営利活動法人公共デザインイニシアティブ
後援	佐賀県高度情報化推進協議会、佐賀県、佐賀県教育委員会、20市町教育委員会、経済産業省、デジタル庁、全国新聞社事業協議会、サガテレビ、NBCラジオ佐賀、ぶんぶんテレビ、エフエム佐賀

第4号議案 令和4年度収支決算について

<収入の部>

(単位：円)

科目	4年度予算 (A)	4年度決算 (B)	差引額 (B-A)	備考
会費収入	0	0	0	令和4年度会員数 96 (一般会員 90、特別会員 6)
県	(0)	(0)	(0)	1会員
市町	(0)	(0)	(0)	20会員
企業・団体・個人	(0)	(0)	(0)	69会員
助成金	150,000	0	△ 150,000	情報通信月間援助金
雑収入	257	24	△ 233	預金利息
繰越金	2,888,454	2,888,454	0	
合計	3,038,711	2,888,478	△ 150,233	

<支出の部>

(単位：円)

科目	4年度予算 (A)	4年度決算 (B)	差引額 (A-B)	備考
幹事会直轄事業費	2,500,000	1,323,603	1,176,397	
ICTに関する講演会等	(900,000)	(396,683)	(503,317)	講演会 (R4.5・R4.10)、視察 (R5.2.9)
ICT普及促進事業	(1,600,000)	(926,920)	(673,080)	・情報モラル啓発、セキュリティ事業 39,050円 (R4.10) ・ICT利活用調査研究 500,000円 (応募なし) ・ICT利活用推進団体支援事業 600,000円 ・ネットワーク・広報事業 286,550円
会議費	120,000	78,870	41,130	
総会	(90,000)	(70,730)	19,270	R4.5.31 会場キャンセル料 70,730円
幹事会	(30,000)	(8,140)	21,860	4回開催 (1回オンライン、2回メール、3回メール、4回市町会館)
事務費	200,000	197,190	2,810	OCN使用料、パソコン、プリンタインク等
予備費	218,711	0	218,711	
合計	3,038,711	1,599,663	1,439,048	

令和4年度収入合計 2,888,478 円

令和4年度支出合計 1,599,663 円

収支差額 1,288,815 円

収支差額 1,288,815 円は、全額令和5年度に繰り越すものとする。

財産目録

佐賀銀行県庁支店	普通預金	1,031,499円
佐賀共栄銀行佐大通り支店	普通預金	257,316円

計 1,288,815円

監査報告書

監 査 報 告 書

私ども監事は、当協議会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの業務執行状況及び財務の状況を監査するため、事業実績及び収支決算に関する報告を受け、それらに関する帳票記録及び関係資料について、実査・照合等を行った結果、適法かつ正確に行われているものと認めます。

以 上

令和5年4月 17日

佐賀県高度情報化推進協議会


監 事

大坪 充典 

令和5年4月 17日

佐賀県高度情報化推進協議会

監 事

松尾 雄一郎 

第5号議案 令和5年度事業計画（案）について

令和5年度は、中期推進項目として①ICT利活用普及推進、②情報セキュリティ普及啓発、③DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進を掲げ、本協議会の目的達成に資する事業に取り組んでいくこととする。令和5年度は、新たにDX推進を追加して、情報収集等に取り組む。

中期推進項目

新型コロナウイルス感染症への対応でデジタル化をめぐる様々な課題が顕在化し、また、社会経済の持続的発展や県民の幸福な生活を実現するうえでも、デジタル技術を最大限に活用していくことが今まで以上に求められている。

本協議会では、県民がデジタル社会の利便性を実感できる豊かで住みよい地域を実現するとともに、地域社会・経済の健全な発展に資するため、多様な専門性を持つ会員間の情報の共有を図り、相互協力のもと、以下の中期推進項目を積極的に進めていく。

① ICT利活用普及推進

県民、県内事業者等に対しICT利活用に主体的に取り組むことができる人材の育成やICTの更なる利活用のきっかけとなる情報の収集、調査、周知等を行う。また、社会のデジタル基盤となるマイナンバーカードの正しい理解と利用の促進、そして、県民の誰もがデジタル技術の恩恵を受けられるよう世代間デジタルデバイドの解消に必要な取組の企画立案を行う。

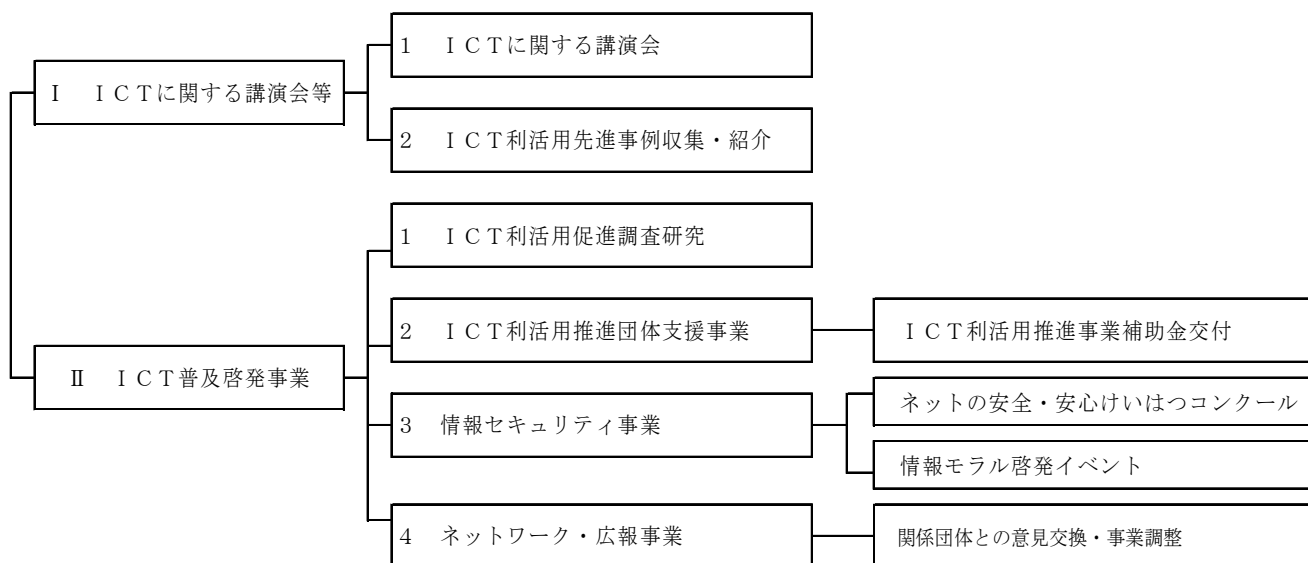
② 情報セキュリティ普及啓発

社会のニーズや技術の高度化を背景としたこれまで以上のICT機器の発展及び利活用の多様化に伴い、適切な情報セキュリティの知識を得られる普及啓発活動はより一層重要となるとともに、個人・企業ともに取り扱う情報量や種類が増えていくにつれて、情報漏洩や不正操作といったリスクも高まっていくことから、引き続き情報セキュリティに関する普及啓発活動を継続していく。

③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進

少子高齢化や2025年の壁といった社会課題の解決に向けて、ICTの利活用を戦略的に進めていく必要があり、これまで前例のないDXを推進していくための「きっかけ」となる成功事例や人材育成に関する情報提供やDX実証事業を、関係機関、団体等と協力し進めていく。

（体系）



I ICTに関する講演会等（中期推進項目①、②、③関連）

県内各地域における情報化の推進を図るため、会員、事業者及び一般県民を対象として、ICTの最新動向を知るとともにICTの効果的な利活用を促進するための講演会を新しい生活様式に対応した形で開催する。

また、講演会補完事業として、これからICT利活用の推進を図ろうとする会員にとって参考となるICT利活用先進事例を視察する機会をつくる。

II ICT普及啓発事業

1 ICT利活用促進調査研究（中期推進項目①、②、③関連）

初心者層、シニア層、主婦層等のICT利活用促進に向けた知見を得るとともに、県内に最先端技術の普及推進を図るため、ICT利活用に係る調査研究を行っている会員への補助をこれまで行っていた。

令和3年度及び令和4年度は応募がなく、事業中止となっているため、本事業の抜本的な改善に向け、会員のニーズに沿った事業内容とするための見直しを行う。

2 ICT利活用推進団体支援事業（中期推進項目①、②関連）

ICT利活用を推進する団体が実施する中期推進項目に該当する事業への補助（ICT利活用促進事業補助金交付）を行う。本事業に対する県民ニーズの高まりを踏まえ、予算額を増額している。

3 情報セキュリティ事業（中期推進項目②関連）

県民の情報セキュリティの向上を目指し、その普及啓発活動を関係機関、団体等と協力し進める。

取組事例としては、「ネットの安全・安心けいはつコンクール」に今年度も参画し、関係機関とともに主体的に取り組むとともに、受賞作品を用いた「情報モラル啓発イベント」を主催し、情報モラルやセキュリティの啓発に取り組む。また、佐賀県ネットワーク・セキュリティ対策協議会とも連携した啓発活動を検討する。

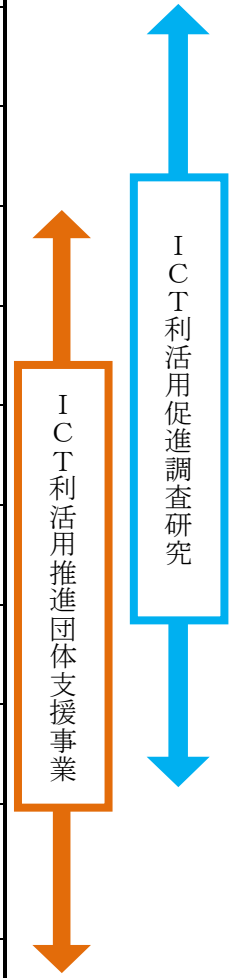
4 ネットワーク・広報事業（中期推進項目①、②、③関連）

中期推進項目に合致する関係機関、団体の個々の取組内容、課題等を把握し、各取組との連携を推進する。各種事業のWeb上での広報について協力する。

また、本協議会HPやSNS等のWeb各種媒体を通じて会員間の情報の共有化を図るとともに、本協議会の事業告知や成果、関係団体のICTに関する取組、情報セキュリティに関する普及啓発資料等、ICTに関する様々な情報を広く社会に情報発信する。

【令和5年度事業スケジュール（案）】

月	定期及び幹事会直轄事業
4月	
5月	◆定期総会（5/30(火)） ◆第1回ICTに関する講演会（5/30(火)）
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	◆第2回ICTに関する講演会（予定）
11月	
12月	
1月	
2月	◆ICT利活用事例視察（予定）
3月	



第6号議案 令和5年度収支予算（案）について

<収入の部> (単位：円)

科目	5年度 予算 (A)	4年度 予算 (B)	差引額 (A - B)	(参考)		備考
				4年度 決算 (C)	差引額 (A - C)	
会費収入	2,364,000	0	2,364,000	0	2,364,000	令和5年度会員数 97 (一般会員 91、特別会員 6)
県	(450,000)	(0)	(450,000)	(0)	(450,000)	1会員
市町	(684,000)	(0)	(684,000)	(0)	(684,000)	20会員
企業・団体・個人	(1,230,000)	(0)	(1,230,000)	(0)	(1,230,000)	70会員
助成金	150,000	150,000	0	0	150,000	情報通信月間援助金
雑収入	24	257	△ 233	24	0	預金利息等
繰越金	1,288,815	2,888,454	△ 1,599,639	2,888,454	1,051,250	
合計	3,802,839	3,038,711	764,128	2,888,478	914,361	

<支出の部> (単位：円)

科目	5年度 予算 (A)	4年度 予算 (B)	差引額 (A - B)	(参考)		備考
				4年度 決算 (C)	差引額 (A - C)	
幹事会直轄事業費	3,200,000	2,500,000	700,000	1,323,603	1,876,397	
ICTに関する講演会等	(900,000)	(900,000)	(0)	(396,683)	(503,317)	講演会 600,000円、視察 300,000円
ICT普及啓発事業	(2,300,000)	(1,600,000)	(700,000)	(926,920)	(1,373,080)	・ICT利活用調査研究 1000,000円 ・ICT利活用推進団体支援事業 800,000円 ・情報モラル啓発、セキュリティ事業等 500,000円
会議費	120,000	120,000	0	78,870	41,130	
総会	(90,000)	(90,000)	(0)	(70,730)	(19,270)	総会 年間1回
幹事会	(30,000)	(30,000)	(0)	(8,140)	(21,860)	幹事会 年間4回
事務費	100,000	200,000	△ 100,000	197,190	△ 97,190	
予備費	382,839	218,711	164,128	0	382,839	
合計	3,802,839	3,038,711	764,128	1,599,663	2,203,176	

第7号議案 令和5年度会費の取扱いについて

令和3年度は新型コロナウイルスが蔓延した影響で高情協においても、各種の行事がオンラインでの対応を余儀なくされ、講師謝金も辞退されるなど、令和3年度決算では多額の繰越金が発生した。

このため令和4年度は特例措置として会費徴収しないこととした。

令和5年度は通常通り会費を徴収して事業運営することとしたい。

会員一覧

グループ	会員（令和5年4月1日現在）
メディア・通信・ 電器など (26+2) 計 28	西日本電信電話(株)佐賀支店、(株)ドコモCS九州佐賀支店、九州電力(株)佐賀支店、(株)Q T n e t 佐賀支店、ニシム電子工業(株)佐賀支店、KDDI(株)九州総支社、(株)サガテレビ、日本放送協会佐賀放送局、(株)エフエム佐賀、NBCラジオ佐賀、有田ケーブル・ネットワーク(株)、伊万里ケーブルテレビジョン(株)、(株)ぴーぷる、佐賀シティビジョン(株)、西海テレビ(株)、(株)ケーブルワン、藤津ケーブルビジョン(株)、(株)多久ケーブルメディア、(株)テレビ九州、(株)佐賀新聞社、(有)西九電装エンジニアリング、(株)宮園電工、富士通J a p a n(株)佐賀支店、(株)音成印刷、誠文堂印刷(株)、(株)古川総合印刷 佐賀県ケーブルテレビ協議会、(一社)日本CATV技術協会佐賀地区支部
ソフトウェア・ 情報処理サービスなど (21+1) 計 22	伊万里情報センター(株)、(株)ワールドシステムサービス佐賀事業所、(株)佐賀情報管理センター、(株)佐賀電算センター、(株)佐賀IDC、(株)ジェピック、(株)ジムコ、ダイワボウ情報システム(株)佐賀支店、名村情報システム(株)、NDSデータソリューションズ(株)佐賀センター、(株)プライム、(有)佐賀情報ビジネス、木村情報技術(株)、(株)トゥーフクトリー、(株)エヌビーコム、(株)サインズ、日本建設技術(株)、(株)マルゼン看板、(株)学映システム、(株)コーユービジネス、(株)イーバイピー 佐賀県ソフトウェア協同組合
市民社会組織・ 個人 計 6	NPO法人佐賀県CSO推進機構、NPO法人ITサポートさが、NPO法人シニアネット佐賀、NPO法人シニア情報生活アドバイザー佐賀、平田義信、志波幸男
各種団体・学校 計 14	佐賀商工会議所、佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会、佐賀県農業協同組合中央会、佐賀県有明海漁業協同組合、(一社)佐賀県医師会、(一社)佐賀県建設業協会、(公社)佐賀県トラック協会、(公財)佐賀県産業振興機構、唐津情報都市推進協議会、コープさが生活協同組合、唐津ビジネスカレッジ、佐賀コンピュータ専門学校、佐賀大学
地方自治体・特別会員 計 27	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、佐賀県、九州総合通信局、九州経済産業局、九州農政局佐賀支局、佐賀県市長会、佐賀県町村会、佐賀県ネットワーク・セキュリティ対策協議会

(以上 97 会員)

〔事務局〕 佐賀県総務部行政デジタル推進課内

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

T E L 0952-25-7086

F A X 0952-25-7299